

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1		別表第1	
機 関	事 務	機 関	事 務
区長	1～1の3 [略]	区長	1～1の3 [略]
	2 削除		2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	2の2～34 [略]		2の2～34 [略]
	35 住登外者宛名番号管理機能（区で管理する住登外者（区の住民基本台帳に記録されていない者であって、区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		[新設]
教育委員会	1 [略]	教育委員会	1 [略]
	2 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの		[新設]
別表第2	[別紙のとおり]	別表第2	[別紙のとおり]
別表第3	[別紙のとおり]	別表第3	[別紙のとおり]

付 則

この条例は、令和7年6月15日から施行する。